

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の、妻が所有していた着物や、平成22年12月から居住を開始した新築の自宅用に新調していた家電等の家財について、東京電力による定額賠償（大人2名分）には含まれない高額家財として財物賠償が認められたほか、自宅を新築するため一時的に近所に別居していたものの平成23年5月には新しい自宅において再度同居する予定であった申立人夫の両親との家族別離が生じたことによる精神的苦痛について、平成23年3月から申立外母が介護施設に入居した平成25年11月まで、日常生活阻害慰謝料が月額3万円増額して賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目		期間	和解金額
精神的損害		平成23年3月11日～ 平成25年11月末日	990,000円
財物損害 (高額家財)	カーテン一式		350,000円
	着物4点		160,000円
	冷蔵庫		170,000円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金1,670,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

(3) 仮に本和解による賠償がその全額の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず、第1項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年12月13日

(仲介委員 大島 やよい)